

鳥羽市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽市宿泊税条例（令和7年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第5号の規則で定める金額は、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして当該宿泊者以外の者が当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 飲食、遊興、宿泊の用に供しない施設の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税の額に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により特別徴収義務者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の申告等)

第5条 条例第7条第1項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者経営申告書（様式第2号）とする。

2 市長は、前項の申告書を受理したときは、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第3号）により、当該申告書を提出した者に通知するものとする。

3 条例第7条第2項の規定による申告は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書

(様式第4号)により行うものとする。

- 4 条例第7条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止／再開／廃止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第6条 条例第8条第1項の規定による納税管理人の申告及び納税管理人の承認の申請は、宿泊税納税管理人申告書兼宿泊税納税管理人承認申請書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書(様式第7号)により、当該申請書を提出した特別徴収義務者に通知するものとする。

- 3 条例第8条第2項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書(様式第8号)により行うものとする。

(申告納入の方法)

第7条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告納入は、宿泊税納入申告書(様式第9号)及び納入書(様式第10号)により行うものとする。

- 2 宿泊税の申告納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(申告期限の特例の要件等)

第8条 条例第10条第2項の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書(様式第11号。以下この条において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第2項の申告納入すべき宿泊税額は、申請書を提出した日(以下この条において「申請日」という。)の属する月の前12月間(以下この条において「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額とし、同項に規定する市長が別に定める金額は、120万円とする。

- 3 条例第10条第2項に規定する市長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当

該取消しの日から1年を経過していること。

(2) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(3) 対象期間において、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。

(4) 申請日の属する月の12月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第7条第1項の申告書を提出していること。

(5) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

4 市長は、第1項の規定による申請に対する処分を決定したときは、当該決定の内容その他必要な事項を記載した宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書（様式第12号）により当該申請書を提出した特別徴収義務者に通知するものとする。

5 市長は、条例第10条第3項の規定により承認を取り消したときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書（様式第13号）により当該取消しに係る特別徴収義務者に通知するものとする。

（更正及び決定の通知等）

第9条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税更正・決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第10条 条例第12条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第15号）に、その理由を証明する書類を添えて行うものとする。

2 条例第12条第3項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除承認・不承認通知書（第16号様式）により行うものとする。

（更正の請求）

第11条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書（様式第17号）により行うものとする。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第12条 条例第14条又は第15条に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下この条において「法施行規則」という。)第25条及び第26条の規定の例により、備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第14条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

4 条例第15条第3項の規則で定める場合は、法施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

(賦課徴収)

第13条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、法及び市税条例の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(申告納入期限の特例の要件等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から令和9年4月30日までの間における第8条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	提出した日	提出した日(令和8年8月1日から令和9年4月30日までの間に限る。)
	12月間(以下この条	3月間

	において「対象期間」という。)	
	120万円	30万円
第3項第2号	対象期間	条例の施行の日から申請日の属する月の前月の末日までの間
第3項第4号	条例第7条第1項	条例附則第3項の規定により条例第7条第1項

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

鳥羽市長

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

鳥羽市宿泊税条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり特別徴収義務者として指定しましたので、鳥羽市宿泊税条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

宿 泊 施 設	指 定 番 号	
	所 在 地	
	名 称	
特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏 名 又 は 名 称	
指 定 の 理 由		

※ この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から 3 か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

宿泊税特別徴収義務者経営申告書

年 月 日

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号

（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊税の特別徴収義務者として、鳥羽市宿泊税条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	住 所 (所在地)	鳥羽市	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
	設 備 の 概 要	客室数 室	収容客数 人
		延床面積 m ²	地上 階、地下 階
経 営 開 始 (予定) 日		年 月 日	
旅館業法の許可 住宅宿泊事業法の届出		営業種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊
		許可番号 (届出番号)	
施設所有者	住 所 (所在地)	☐ 申請者住所（所在地）と同じ ☐ 宿泊施設所在地と同じ 電話	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
書類送付先	住 所 (所在地)	☐ 申請者住所（所在地）と同じ ☐ 宿泊施設所在地と同じ 電話	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
備考			

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

鳥羽市長

宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書

鳥羽市宿泊税条例第 7 条第 1 項に規定する宿泊税特別徴収義務者経営申告書を受理しましたので鳥羽市宿泊税条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

特別徴収 義務者	所 在 地	
	名 称	
宿泊施設	指定番号	
	所 在 地	
	名 称	
備 考		

様式第 4 号（第 5 条関係）

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

年 月 日

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号
（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊税の特別徴収義務者として、鳥羽市宿泊税条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり宿泊税に係る特別徴収義務者の異動について申告します。

宿泊施設	住 所 （所在地）	鳥羽市	
	氏 名 （名称及び代表者氏名）		
	指 定 番 号		
変 更 日		年 月 日	
異動内容	事 項	特別徴収義務者・宿泊施設・旅館業法等の許可等・ 施設所有者・送付先・ その他（ ）	
	異動前		異動後
備考			

様式第 5 号（第 5 条関係）

宿泊施設営業休止/再開/廃止届出書

年 月 日

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号

（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊施設の営業の休止、再開または廃止について、鳥羽市宿泊税条例第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定により、次のとおり届出します。

宿泊施設	住 所 (所在地)	鳥羽市
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	電話
	指 定 番 号	
申 告 の 区 分		☐ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止
休 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
再開または廃止の日		年 月 日
休止または廃止の理由		

※休止の届出をした場合は、再開時にも必ず届出書を提出して下さい。

年 月 日

宿泊税納税管理人申告書
（兼宿泊税納税管理人承認申請書）

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号

（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、鳥羽市宿泊税
 条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり 申告 ・ 承認申請 します。

区 分	新 納 税 管 理 人	旧 納 税 管 理 人 （ 変 更 の 場 合 ）
住 所 （所在地）		
氏 名 （名称及び代表者氏名）		
電 話 番 号		
宿 泊 施 設	指 定 番 号	
	住 所 （所在地）	電 話
	名 称	
備 考		

注 1 「申告」又は「承認申請」のいずれか該当する方を○で囲んでください。

市内にお住まいの方が納税管理人になる場合…申告

市外にお住まいの方が納税管理人になる場合…承認申請

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

鳥羽市長

承認
宿泊税納税管理人 通知書
不承認

鳥羽市宿泊税条例施行規則第 6 条第 2 項までの規定により、次のとおり

承認
宿泊税納税管理人として を決定したので通知します。
不承認

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
宿泊施設	指 定 番 号	
	所 在 地	電 話 番 号 ()
	名 称	
申請のあった 納税管理人	住 所 (所在地)	
	氏 名	
不承認の場合の理由		

宿泊税納税管理人選任免除認定申請書

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号
（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、鳥羽市宿泊
税条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	指 定 番 号	
	住 所 (所在地)	電 話
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
申請の理由		

様式第 9 号（第 7 条関係）

個人番号または法人番号												指定番号			
宿 泊 税 納 入 申 告 書															
令和 年 月 日															
鳥 羽 市 長 様															
住所（所在地）															
氏 名（名 称）															
代 表 者															
連 絡 先															
宿泊税の納入について、鳥羽市宿泊税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申行します。															
（令和 年 月分） 宿 泊 税 納 入 明 細 書															
日	宿泊者数（人）	課税対象となる宿泊者数（人）	備 考												
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															
	宿泊税課税標準	人 ①	税率 200円	税額	200円×①										
円															

（鳥羽市提出用）

様式第10号（第7条関係）

宿 泊 税

領 収 証 書

公

口座番号		加入者	
00860-0-960383		鳥羽市	
[特別徴収義務者] 住 所 (所在地)			
氏 名 (名称)			
様			
年 月分		指定 番号	
納入税額	円 十 百 千 万 十 百 千 万		
督促手数料			
延滞金			
加算金			
合計額			
納期限	年 月 日		
上記のとおり領収しました。			
			領 収 日 付 印

(納入者保管)
鳥 羽 市

宿 泊 税

納 入 書

公

口座番号		加入者	
00860-0-960383		鳥羽市	
[特別徴収義務者] 住 所 (所在地)			
氏 名 (名称)			
納			
年 月分		指定 番号	
納入税額	円 十 百 千 万 十 百 千 万		
督促手数料			
延滞金			
加算金			
合計額			
納期限	年 月 日		
上記のとおり納入します。			
			領 収 日 付 印
※ 日 計		☐	
		円	

(金融機関保管)
鳥 羽 市
市町村コード 242110

宿 泊 税

納 入 済 通 知 書

公

口座番号		加入者	
00860-0-960383		鳥羽市	
[特別徴収義務者] 住 所 (所在地)			
氏 名 (名称)			
納			
年 月分		指定 番号	
納入税額	円 十 百 千 万 十 百 千 万		
督促手数料			
延滞金			
加算金			
合計額			
納期限	年 月 日		
上記のとおり通知します。			
			領 収 日 付 印
指定金融機関 [家] [ま] [め] 店	百五銀行鳥羽支店		
取りまとめ店	469-8794		
	〒540-0000 東京都中央区銀座4-6-10		

(鳥羽市保管)
(受付店 → 百五銀行鳥羽支店 → 鳥羽市)
(取りまとめ店)
市町村コード 242110

年 月 日

宿泊税納入期限等特例承認申請書

鳥羽市長様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号

（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

鳥羽市宿泊税条例第10条第2項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出及び納入の期限に係る特例の承認について、次のとおり申請します。

宿 泊 施 設	指 定 番 号	
	住 所 (所 在 地)	電 話
	名 称 (名称及び代表者氏名)	
	営 業 種 別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 民泊
経 営 開 始 日		年 月 日
経 営 申 告 書 提 出 日		年 月 日
申請日の12月前の日の属する月から申請日の前月までの宿泊税の納入すべき金額		
鳥羽市宿泊税条例第10条第3項による承認の取消の有無		有(年 月 日取消) ・ 無
宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定の有無		有(年 月 日決定) ・ 無
市税に係る徴収金の滞納		有 ・ 無

第 号
年 月 日

特別徴収義務者
住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

鳥羽市長

承認
宿泊税納入期限等特例 通知書
不承認

鳥羽市宿泊税条例第10条第2項の規定により、次のとおり宿泊税
承認
納入期限等の特例承認申請について、 を決定したので通知します。
不承認

特別徴収義務者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
宿泊施設	指 定 番 号	
	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
特 例 適 用 開 始		
不 承 認 の 場 合 の 理 由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

住 所(所在地)
氏 名(名 称) 様

鳥羽市長

宿泊税納入期限等特例承認取消通知書

鳥羽市宿泊税条例第10条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入期限等の特例承認を取り消したので通知します。

特別徴収 義務者	住 所 (所 在 地)	
	名 称	
宿泊施設	指定番号	
	住 所 (所 在 地)	
	名 称	
特例取消開始月		
特例承認の取消の理由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。なお、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
氏 名（名 称） 様

鳥羽市長

更正
宿泊税 通知書
決定

地方税法第 733 条の 16 第 1 項から第 3 項までの規定により、次のとおり
更正
したので、同条第 4 項の規定により通知します。
決定

宿泊施設	指定番号					
	所 在 地	電 話				
	名 称					
区 分	申告 納入済額	更正／決定額	差引不足額 ①	加算金②		
				種類※	割合	金額
年 月分 更正／決定				過少・不・重		
年 月分 更正／決定				過少・不・重		
年 月分 更正／決定				過少・不・重		
合計(①+②)			納入期限	令和 年 月 日		
更正／決定 の理由						

※ 過少…過少申告加算金、不…不申告加算金、重…重加算金

※ この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

宿泊税還付・納入義務免除申請書

年 月 日

鳥羽市長様

特別徴収義務者

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号
（法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税の納入義務の免除について、鳥羽市宿泊税条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申請区分		還付・納入義務の免除
指定番号		
宿泊施設	住所 (所在地)	電話
	氏名 (名称及び代表者氏名)	
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分		年 月 宿泊分
当該年月分における宿泊数		泊
当該年月分における税額		円
還付又は納入義務免除を受けようとする税額		円
申請の理由		

※申請の理由を証する書類を添付してください。

第 号

年 月 日

宿泊税還付・納入義務免除

承認
不承認

通知書

特別徴収義務者
住所（所在地）
氏名（名称）

鳥羽市長

鳥羽市宿泊税条例第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり宿泊税還付

承認

又は納入義務免除の申請について、

不承認

を決定したので通知します。

申請区分		還付・納入義務の免除
宿泊施設	指定番号	
	住所 (所在地)	電話
	氏名 (名称及び代表者氏名)	
還付又は納入義務の免除申請のあった年月分		年 月宿泊分
当該年月分における還付又は納入義務免除申請のあった税額		円
還付又は納入義務免除を決定した税額		年 月宿泊分
当該決定額に係る宿泊数		泊
還付又は納入義務免除を決定した税額		円
不承認又は一部承認の理由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

宿泊税更正請求書

年 月 日

鳥 羽 市 長 様

特別徴収義務者
住 所（所在地）
氏 名（名 称）
個人番号（法人番号）

宿泊税の更正について、地方税法第 20 条の 9 の 3 第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

宿泊施設	指定番号		
	所 在 地		
		電話番号 ()	
	名 称		
更正の請求の対象		年 月宿泊分	
		更正の請求前	更正の請求後
宿泊数及び税額		泊 × 200 円 円	泊 × 200 円 円
更正の請求をする理由			
更正の請求をするに至った事情			
その他参考となる事項			